令和6年度 物流標準化促進事業費補助金

(労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業)

レンタルパレットを導入する事業者への支援

~中間・実績報告ガイド~

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目次

1.注意事項	<u>3</u>
2.交付決定後~間接補助事業実施スケジュール	<u>4</u>
3.中間報告スケジュール(必要提出書類一覧)	<u>5</u>
4.中間報告提出書類注意点————————————————————————————————————	<u>7</u>
5.実績報告スケジュール(必要提出書類一覧)	13
6.実績報告提出書類注意点──────	<u>14</u>
7.写真の撮影・提出方法	<u>20</u>
8.問い合わせ先	<u>27</u>

1.注意事項

提出にあたっての注意事項

1.提出期限

【中間報告】申請した各要件(設備や機器)ごとに導入や支払いが完了次第 【中間報告】即ははいまざりるののはこれ第1点ののの以上では、1点の12点による。

【実績報告】間接補助事業完了の日から起算して30日以内または令和7年1月24日(金)のいずれか早い日

2.提出方法

メールによる添付ファイルでの提出 または データ転送サービスによる送付 【宛先】pallet_r06@pl.pacific-hojo.jp

3.その他注意事項

- ●提出する証拠書類の発行日時は、交付決定以降のものとする必要があります。(契約および発注等は、必ず交付決定後に行うこと)※採用した見積書については、この限りではありません。
- •提出期限は厳守いただきますようお願いします。
- ●報告書類の作成、提出等に係る費用は間接補助事業者の負担となります。
- •中間報告の申請内容および提出書類は、その内容を確認することを目的とし、補助対象設備・機器、工事等について、現地調査を実施する場合があります。
- 報告の申請内容および提出書類に悪質な虚偽の内容が含まれていた場合は、交付決定の取り消しを行う場合があります。
- ◆本補助金は、税金により賄われているものであり、経理処理には透明性、客観性、適切性が要求されます。適正なフロー(見積依頼(2社以上)見積合わせ契約発注→納品・完了報告→支払請求経費支払いの流れ)で事業を行い、適切な経理処理の証拠となる書類を整備してください。
- 証拠書類が不足している、あるいは内容が不明瞭で経費の確認ができない場合は、補助金額の確定を行うことができませんので注意してください。
- 上記のすべての書類については、原則間接補助事業者自身の名義で作成したものを提出してください。

2.交付決定後~間接補助事業実施スケジュール

令和7年 事業完了から1年後 ※リースによる設備等の導入がある場合に限る。 1/24(金) 3月下旬 間接補助事業者 明細書記 効果検証 請求書言 実績報告期限 支払完了期限 見積 リース等 支払 報告書 の契約※ 競争入札 事間 業 開 開 強 助 BANK の報告 設備等の 補助金支払の請求 発注 中間報告 実績報告 導入・稼働 確定検査 通知書 現地検査 通知書 CHECK 現地調査 額確定通知 補助金の支払 交付決定通知書 の送付 事務局

3. 中間報告スケジュール(提出書類一覧)

必要提出書類	〇:必須 △:該当時必須	備考	本ガイドライン内参照ページ
リース契約書(写)※リース導入の場合のみ	Δ	・交付決定日後の日付であること	<u>P.6</u> ①発注·契約
間接補助事業経費の使用状況報告 書(様式第5)	0	◆申請した各要件(設備や機器)ごと に導入や支払いが完了次第提出する こと	P.11 ⑥間接補助事業経費の使用状況報告書(様 式第5)
・納品書(写)または請求書(写)	Δ		<u>P.7</u> ②納品
・保証書(写)	Δ		
・レンタルパレット導入の証憑(写)	0		P.8 ③パレットのレンタル開始
・現有自社パレットについて適切な処分がなされたことの証憑※自社パレット廃棄のみ	Δ		<u>P.9</u> ④自社パレットの廃棄
・振込明細書(写)	Δ		<u>P.10</u> ⑤振込(支払い)

①発注•契約

リース契約書(写)

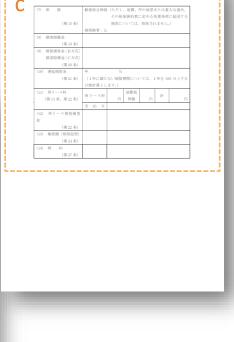
リース契約書(写)は、契約書のすべてのページを提出してください。特に次の内容がわかる部分については黒塗り等の加工を行わないでください。

- a.間接補助事業者とリース事業者による取り交しであることが わかる両者の署名・捺印およびリース契約締結日がわかる もの
- b.リースに契約に関する取り決めや条文がわかるもの
- c.リース対象物件がわかるもの

リース契約書(例)



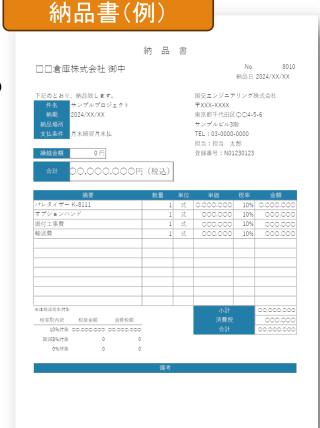




②納品

納品書(写)または請求書(写)

- ・納品書(写)または請求書(写)は、間接補助事業に要した経費すべての書類の写しを提出してください。
- ・可能な限り品目ごとの単価、数量、金額がわかるもの を提出してください。
- ・間接補助事業に係らない品目とは分けて発行するよう、調達先に依頼してください。難しい場合は、記載の金額のうち間接補助事業に要した経費がいくらであるか補記してください。
- ・納品書の発行日および納品日がわかるものを提出してください。
- ・検収を必ず実施し検収日、検収担当者、検収したことを示す一文を納品書の余白に記載してください。ただし別途検収書類がある場合は、検収書類の写しを提出してください。



保証書(写)

- ・保証書(写)は、すべての設備、機器類についての 写しを提出してください。
- ・各設備や機器類のシリアル番号等の個体識別番号 が付与されている場合は、その番号がわかるものを 提出してください。

保証書(例)



③パレットのレンタル開始

レンタルパレット導入の証憑(写)

レンタルパレットを導入したことを証明できる書類を提出してください。

【書類例】

- パレットのレンタル契約書
- ※契約時点で事業完了までのレンタル導入枚数がわかるものに限る
- ・導入、増備、入替開始から事業完了までのパレット伝票
- ・レンタルパレット会社のシステムによる導入、増備、入替開始から事業開始までの利用履歴
- ・増備する場合、増備する前の使用枚数を証する資料

導入、増備、入替開始日がわかる上記書類のいずれかを提出してください。

上記以外の資料でも、導入、増備、入替開始日、レンタルパレットの仕様、レンタル枚数がわかる資料であればレンタルパレット導入の証憑(写)として提出可能です。



4自社パレットの廃棄

※自社保有パレットの廃棄を申請した場合にのみ提出が必要となります。

現有自社パレットについて適切な処分がなされたことの証憑(写)

不要となった自社保有パレットが、正しく廃棄処分されたことを証明する書類を提出してください。

【書類例】

- •産業廃棄物管理票(写)
- •廃棄物証明書(写)

等

いずれも委託された産業廃棄物事業者がわかるものを提出してください。

各都道府県知事の許可を得ていない事業者に処分を委託した場合、補助対象外となる可能性があります。

産業廃棄物管理票(例)





⑤振込(支払い)

振込明細書(写)

金融機関等の第三者機関が発行した書類または表示された画面の写しを提出してください。

【書類例】

- ・振込金受取書(写) ※金融機関窓口で振込した場合
- ·ご利用明細表(写) ※:現金自動預払機(ATM)で振込した場合
- ・振込の取引履歴画面(キャプチャ画像) ※ネットバンキングで振込した場合

等

振込受付書の写しや振込実行前の画像は不可となります。<u>振込結果の証憑と判断できない場合、</u> <u>調達先や工事委託先に入金されたことがわかる書類等の提出を求める</u>ことがあります。

本補助事業に関わらない入金を同時に行った場合は、本事業に関わる金額とそれ以外の内訳を補記してください。その際、本事業に関わらない記載については、黒塗り加工等を行っても構いません。また、中間実績時の提出が難しい場合は、実績報告時での提出でも問題ありませんが、その際は、あらかじめPCKKに連絡してください。

•請求書(写)

請求書(写)についてはP.8を参照ください。



⑥間接補助事業経費の使用状況報告書(様式第5)

様式第5の作成

中間報告書類の提出時に作成し、その他書類とともに提出してください。

【作成時の注意】

A文書番号、文書作成日、氏名

文書番号の使用は任意となりますが、文書作成日と氏名は忘れずに記載してください。

B間接補助事業の遂行状況

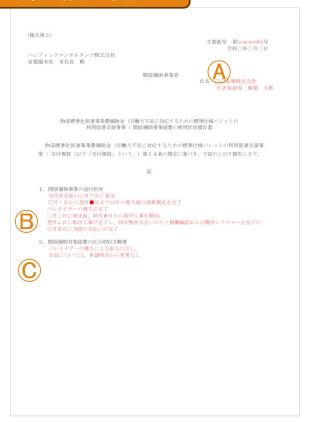
補助対象機器等について決定後の発注、事業開始前効果測定、納品、支払いまでの状況を記載してください。

また、工事を要する機器や設備の場合は、その着工および完工までを含めて時系列にまとめて簡潔に記載してください。

©間接補助対象経費の区分別収支概要

導入した機器や設備による収入の有無、機器や設備の導入に要する費用等について、申請時から変更があるか記載してください。なお、収入の有無に変更がある場合は、詳細についても記載してください。

様式第5記入例



5. 実績報告スケジュール(提出書類一覧)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
。 必要提出 書 類	〇:必須 ム:該当時必須	備考	本ガイドライン内参照ページ (6.実績報告提出書類注意点)		
•導入効果検証報告	0	導入前後各14営業日以上実施	P.18 事業開始前および事業開始 後の効果測定		
・実績報告書(様式第6)	0	◆完了次第提出	P.13 ①実績報告提出書類		
-別紙 経費内訳(実績報告用)	0	間接補助事業完了の日から起算して30日以内 または令和7年1月24日(金)のいずれか早い 日までに提出	P.15 ①実績報告提出書類		
・消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書 (様式第9)	消費税額の額の確定に伴う報告書		<u>P.16</u> ①実績報告提出書類		
•取得財産等管理明細表(様式第11)	Δ		P.16 ①実績報告提出書類		
・施工写真 設備・機器類の設置後の写真	Δ		P.19 ①各機器・設備の共通事項および (イ)パレタイザーの 撮影方法		
提出期限の例 例1)令和6年12月10日に事業が完了したと仮定した場合、提出期限は令和7年1月9日となります。 実績報告提出の最終期限					
事業完了日 30日		実績報告期限日	天順刊日12日の政宗为18日		
12/10	*	1/9 1/10	1/24		
例2)令和7年1月10日 に事業が完了したと仮定した	場合、提出期限は 令 和	▲ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	13日 実績報告期限日		

※提出期限は間接補助事業完了の日から起算して30日以内または令和7年1月24日(金)のいずれか早い日となります。

①実績報告提出書類

実績報告書(様式第6)

必要箇所に漏れなく記載して提出してください。

【作成時の注意】

A文書番号、文書作成日、氏名

文書番号の使用は任意となりますが、文書作成日と氏名は忘れずに記載してください。

B間接補助事業の内容

間接補助事業で行った内容を簡潔に記載してください。箇条書きでもかまいません。

©重点的に実施した事項

実施した間接補助事業の中でも特に注力した内容について記載してください。

D間接補助事業の効果

間接補助事業を実施したことで得られた効果について分析し、具体的な数値も交えて記載してください。

様式第6(例)1枚目

(様式第6)

バシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 本社長 殿 文書番号 第Bunsyou06号 令和 7 年 1 月 14 日



間接補助事業者

氏名 □□倉庫株式会社 代表取締役 晴都 太郎

物流標準化促進事業費補助金 (労働力不足に対応するための標準仕様パレットの 利用促進支援事業) 実績報告書

物流標準化促進事業費補助金(労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告しませ、

32

- 1. 実施した間接補助事業
 - (1) 間接補助事業の内容
- B
- パレタイザーの導入・設置・稼働確認
- ▶ 上記導入に伴う余剰人員をフォークリフトオペレーターへ転換
- ラックの一部改修および増設
- (2) 重点的に実施した事項



(3) 間接補助事業の効果



レンタルパレットの導入と上記の取組みにより、導入前は一人当たりの荷登時間が●分から■分 になり、労働力不足への対応として▲%効果が得られた。また、導入後は繁忙期であったが、フ ォークリフトオペレーターの増強により一人当たりの月平均の残楽時間も○分から□分へとわず かながら削減された。

①実績報告提出書類

実績報告書(様式第6)つづき

【作成時の注意】

E収入

補助対象となる機器や設備によって収入が発生した場合は、自己資金補助金充当額にその内訳を記載し、合計額についても記載してください。収入が発生していない場合は「0」と記載してください。

F支出

補助対象となる機器や設備の導入にかかった費用を記載してください。「計画額」および「交付決定額」については、計画変更をしている場合は計画変更承認通知の額をそれぞれ記載してください。また、右図の補助金充当額のうち設備費、工事費、業務費、事務費にあたる欄(橙色の枠線部分)については入力しないでください。

G経費の内訳

経費内訳(実績報告用)にてご報告いただくため、「別途、経費内訳(実績報告用)を参照」と記載してください。

※1枚目の入力内容によって改ページとなってしまっても問題ありません。

様式第6(例)2枚目

2. 間接補助事業の収支決算

	(1) 収	入			(単位:円)
	項	E	金	額	
(E)	自己	資 金			
	補助金	充当額			0
	合	苹			0

(2)支出

 (イ) 総括表
 (単位:円)

 間接補助事業に要した経費
 補助対象経費
 補助金充当額

 区分
 計画額 実績額 計画額 流用額 後額 実績額 決定額 決定額 決定額 決定額 実績額 決定額 等務費
 本務費

G

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載) 別添、経費内訳 (実績報告用) を参照

- (注1)当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第23条第3項の規定に基づき、様式第11に よる取得財産等管理明細表を添付することとする。
- (注2)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額-消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=間接補助対象金額
- (注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載するこ レレオス
- (注4) 間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

①実績報告提出書類

経費内訳(実績報告用)

申請時または計画変更時に提出いただいた経費内訳(様式第1別紙1)とは別に、別紙の経費内訳(実績報告用)を参照し、実績額による内訳を記載してください。

【作成時の注意】

A補助対象経費の要件と区分

要件の名称については、申請時と同じように記載してください。

B各経費および補助金の額の記載欄

納品書や請求書等の細目費用をもとに、実際にかかった経費の各要件および各費用ごとの内訳金額を記載してください。最下段の合計額、補助金の額も忘れずに記載してください。また、該当のない費目については、「0」と記載してください。

経費内訳(例)



①実績報告提出書類

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9)

申請時に見積書(様式第9)や各種申請書類(様式第1別紙3実施体制図は除く)の申請額に消費税および地方消費税が含まれていた場合は、提出が必要となります。詳しい記載方法については、事務局までお問い合わせください。

取得財産等管理明細表(様式第11)

部材単位で単価50万円以上(税抜)の機器・設備を導入した場合は、その品目を記載して提出してください。

取得財産等管理台帳(様式第10)も同様に作成し、保管してください。こちらは提出不要です。

【作成時の注意】

A年度

忘れずに年度を記載してください。

B対象設備または機器の詳細

記載の対象となる機器や設備の区分、財産名などを記載してください。ソフトウェアやアプリケーションも単価50万円以上(税抜)の場合は記載の対象となります。ただし、工事費用については記載不

要です。

様式第11(例)

(様式第11)



取得財産等管理明	細表 (令和64	丰度)
----------	------	------	-----

区分	財産名	規格 (型番)	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
(工)	パレタイザー		1	O, O OO, OOO 円	O, O OO, OOO 円	會和○年○月 ○日		□□倉庫株 式会社へ物 流センター 神奈川県川 神奈川県区 △△6-5-4	1/2	交付決 定番号 P5199

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、物流脱炭素化促進事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 - 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、(ウ)
 (ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
 - 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 - 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
 - 5. 処分制限期間は、国土交通省所管補助金等交付規則第11条に定める期間を記載すること。

②14日以上の事業開始前および事業開始後の効果測定

補助金効果表

効果測定を行った結果をもとに作成してください。

※ホームページから補助金効果表の書式をダウンロードして提出してください。

【作成時の注意】

A文書番号、文書作成日、氏名

文書番号の使用は任意となりますが、文書作成日と氏名は忘れずに記載してください。

B導入した間接補助対象設備、機器類等の名称

導入した設備、機器類の名称を記載してください。

C補助金効果表

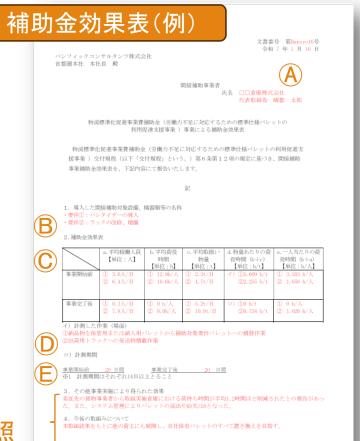
測定した内容について表の項目名を参考に数値を記載してください。 測定対象となる作業が複数以上ある場合は、番号などを付与して分けて記載してください。

の計測した作業(場面)

上記の補助金効果表がどのような作業による数値であるか説明を記載してください。

E計測期間

事業開始前と事業完了後の計測日数をそれぞれ記載してください。 どちらも14日以上の測定が必要です。 次のページ参照



②14日以上の事業開始前および事業開始後の効果測定

補助金効果表つづき

【作成時の注意】

Fその他事業実施により得られた効果

本事業の目的である労働力不足の対応に関する効果以外で、取組みによって発生した副次的効果について記載してください。

悪影響であった場合は、その対策方法などもあれば記載してください。

⑥今後の取組みについて

本事業を実施結果を踏まえ、今後の展望、展開および計画等について記載してください。

補助金効果表(例)

文書番号 第Bunsyo16号 令和 7 年 1 月 10 日

間接補助事業者

氏名 □□倉庫株式会社 代表取締役 晴都 太郎

物流標準化促進事業費補助金(労働力不足に対応するための標準仕様パレットの 利用促進支援事業) 事業による補助金効果表

物流標準化促進事業費補助金 (労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支 援事業) 交付規程 (以下「交付規程」という。)第6条第12項の規定に基づき、間接補助 事業補助金効果表を、下記内容にて報告いたします。

ac

- 1. 導入した間接補助対象設備、機器類等の名称
- ・要件①: パレタイザーの導入
- ・要件②:ラックの改修、増備
- 2. 補助金効果表

	a. 平均稼働人員 【単位:人】	b. 平均荷役 時間 【単位:h】	c. 平均取扱い 物量 【単位:t】	d. 物量あたりの荷 役時間 (b÷c) 【単位:h/t】	e. 一人当たりの荷 役時間 (b÷a) 【単位: h/人】
事業開始前	① 3.6人/日 ② 6.4人/日	① 12.9h/人 ② 10.6h/人			① 3.583 h/人 ② 1.565 h/人
事業完了後	① 0.3人/目 ② 7.8人/目		① 5.2t/日 ② 10.9t/日	11) ①0 h/t ②0.734 h/t	① 0 h/人 ② 1.026 h/人

イ)計測した作業(場面) (計画制物を保管用または納入用パレットから補助対象要件パレットへの積替作業 ②出荷用トラックへの発送物積載作業

口) 計測期間

 事業開始前
 20 日間
 事業完了後
 20 日間

 ※1 計測期間はそれぞれ14日以上とること

F

3. その他事業実施により得られた効果 委託先の貨物事業者から取組実施合単における荷持ち時間が平均1.2時間ほど削減されたとの報告があった。また、システム管理によりバレットの流出や紛失はひとなった。



本取組結果をもとに他の荷主にも展開し、自社保有バレットのすべて置き換えを目指す。

各機器・設備の共通事項

各機器・設備の共通事項

- ・機器や設備の明示されているシリアル番号、車台番号等の個体識別番号を撮影すること
- ・機器や設備に貼付した国交省補助事業であることの明示を撮影すること



この設備は、令和6年度国土交通省 「物流標準化促進事業費補助金によ り整備されたされたものです。 令和7年1月

①(イ)パレタイザーの撮影方法 ※デパレタイザー、パレットチェンジャーも本項を参照ください。

パレタイザーの撮影

パレタイザーの設置工事完了後に撮影してください。

※計画通りの設置場所において、機器が適切に稼働している状態の写真を撮影してください。

- ・パレタイザー機器本体の全体
- ・ハンド部分(荷物を持ち上げる部分)
- ※パレットチェンジャーは、クランプ部分(荷物をはさむ部分)
- ・機器が稼働している状態で稼働状況が確認できる専用ソフトまたはアプリの画面
- ・その他オプション等がある場合はその写真



①(ロ)ラックの撮影方法 ※移動式ラックや据付ラックの改修も本項を参照ください。

新規導入ラックの撮影

新規導入ラックの設置工事完了後に撮影してください。

※計画通りの設置場所において、機器が適切に設置されている状態の写真を撮影してください。

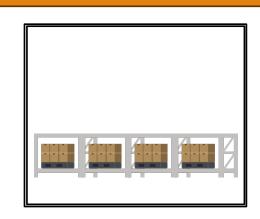
【撮影箇所】

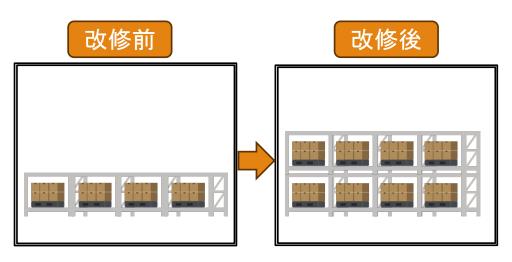
- ・新規導入したラックの全体
- ※1枚の写真に収めることが難しい場合は、エリアごとに分割して撮影
- ※移動式ラックの場合は、未使用状態のものを重ねた状態で撮影可

据付ラックの改修時の撮影

据付ラックを改修する場合は、設置完了前と設置完了後を撮影してください。

- ・改修する対象となるラックの改修前の全体
- ・改修したラックの全体
 - ※いずれも1枚の写真に収めることが難しい場合は、エリアごとに分割して撮影 ただし、改修前後で比較できるよう同じ構図で撮影すること





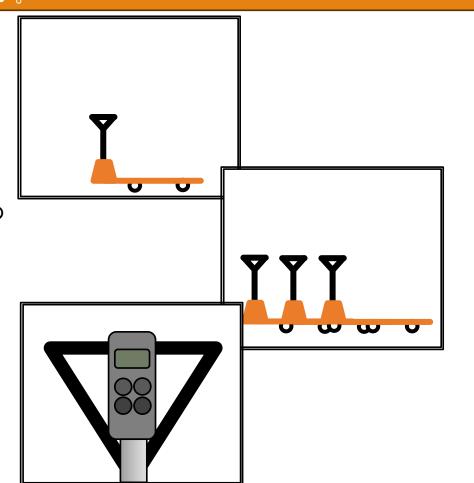
①(ハ)ハンドリフトの撮影方法 ※電動補助付ハンドリフトも本項を参照ください。

ハンドリフトの撮影

ハンドリフトの納品後に撮影してください。

※機器が適切に稼働している状態の写真を撮影してください

- ・導入したハンドリフトの全体
- ※複数台以上導入している場合は、全台数分
- →まとめて撮影する場合は、全体1枚(全台数が写っているもの)と型式ごとに任意の 1台を撮影
- ・電動補助付ハンドリフトの場合は、電動操作部分
- ※型式ごとに任意の1台を撮影
- ・その他オプション等がある場合はその写真



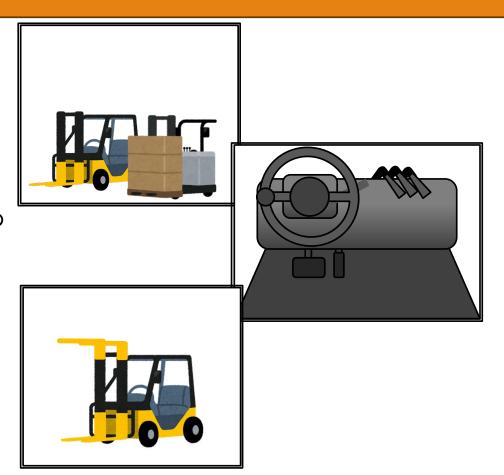
①(二)フォークリフトの撮影方法

フォークリフトの撮影

フォークリフトの納品後に撮影してください。

※機器が適切に稼働している状態の写真を撮影してください

- 導入したフォークリフトの全体
- ※複数台以上導入している場合は、全台数分
- →まとめて撮影する場合は、全体1枚(全台数が写っているもの)と型式ごとに任意の 1台を撮影
- 運転席周辺の操作部分
- ※型式ごとに任意の1台を撮影
- ・その他オプション等がある場合はその写真



①(ホ)パレットローラー、(へ)垂直搬送機の撮影方法

パレットローラーの撮影

パレットローラーの設置工事完了後に撮影してください。

※計画通りの設置場所において、機器が適切に稼働している状態の写真を撮影してください

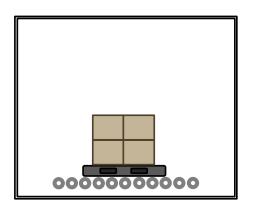
【撮影箇所】

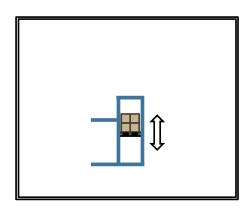
- ・設置したパレットローラーの全体
- ※複数筒所以上導入している場合は、全筒所分
- ※1枚の写真に収めることが難しい場合は、エリアごとに分割して撮影
- ・パレットローラーにパレット(空でも可)を載せている様子を1枚
- ※撮影箇所は任意

垂直搬送機の撮影

垂直搬送機の設置完了後に撮影してください。

- •垂直搬送機全体
- ※複数台以上導入している場合は、全台数分
- ※1枚の写真に収めることが難しい場合は、エリアごとに分割して撮影
- ・パレット(空でも可)を載せて上昇または下降している様子を1枚
- ・機器の操作盤および操作専用ソフトまたはアプリの稼働画面
- ※どちらかしかない場合は、提出時にその旨を記載





①(ト)フィルム包装機、(チ)輸送・保管ボックス、(リ)その他の機器や設備の撮影方法

フィルム包装機の撮影

フィルム包装機の設置工事完了後に撮影してください。据付型でない場合は、納品後に撮影してください。 ※計画通りの設置場所において、機器が適切に稼働している状態の写真を撮影してください

【撮影箇所】

- ・フィルム包装機の全体
- ※複数台以上導入している場合は、全台数分
- ※1枚の写真に収めることが難しい場合は、エリアごとに分割して撮影
- ・フィルム包装機を使用してパレット積載物にフィルムを巻き付けている様子を1枚
- ※撮影箇所は任意

輸送・保管ボックスの撮影

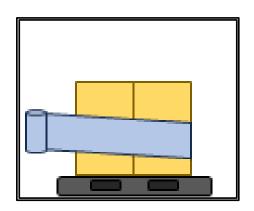
輸送・保管ボックスの納品後に撮影してください。

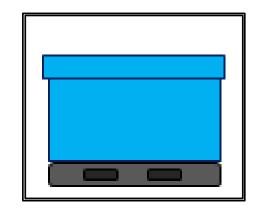
【撮影箇所】

- ・輸送・保管ボックスの全台数分
- ※任意のボックスについてパレットに設置した状態と取り外された状態を各1枚以上撮影
- ※ 1枚の写真にすべての輸送・保管ボックスを移すことが難しい場合は、適宜分割して撮影

その他の機器や設備の撮影

(イ)~(チ)に記載以外の機器や設備については事務局にお問い合わせください。





②現有自社パレットの処分前の撮影方法 および 提出方法

現有自社パレットの撮影

廃棄予定のパレットを廃棄前に撮影してください。

【撮影箇所】

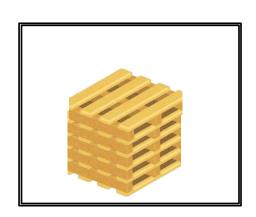
- ・廃棄パレット全体の写真
- ※空パレットを積み重ねた状態で撮影
- ※ 1枚の写真にすべての廃棄予定パレットを移すことが難しい場合は、適宜分割して撮影

提出方法

指定の台帳やフォーマットはありません。写真データのままJPEGまたはPDFで提出するか、 任意の台帳やフォーマットに貼り付けてWORD、EXCEL、PDFのいずれかで提出してください。

【注意点】

- ・複数要件がある場合は、フォルダやファイル(EXCELの場合はシートでも可)を分けてください。
- 写真の内容がわかるようファイル名やタイトルなどを付与してください。



8.問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

パレット標準化促進事業事務局

TEL: 050-5482-3523(平日10時~16時 土日祝日および年末年始を除く)

MAIL: pallet_r06@pl.pacific-hojo.jp(24時間受付)

- ※お問い合わせの内容によっては、回答までにお時間を要する場合がございます。
- ※上記以外へのお問い合わせには、回答できない場合がございます。
- ※中間報告、実績報告の書類提出はメールにて受け付けます。

ファイル容量が10MBを超える場合は、分割による送付あるいはファイル送付サービスをご利用ください。

中間・実績報告提出前チェックリスト

必ず確認し、該当しない項目があった場合は、すみやかに事務局にご連絡ください。1つでも該当しない項目がある場合や虚偽の申告をした場合、交付規程・公募要領等に定める要件を満たさないこととなり、補助金が支払われない可能性があります。

No.	チェック	確認項目	補足
1		間接補助対象設備・機器の発注日は交付決定後になっているか。(1次公募:公募要領P.17、追加公募:公募要領P.19)	○機器導入に係る計画変更を行っている場合は当該機器の発注日が計画変更承認後になっていること。
2		補助対象要件パレットの新規導入、増備分または入替分に係る発注日は交付決定後となっているか。 (1次公募:公募要領P.17、追加公募:公募要領P.19)	☞レンタルパレット事業者との既存取引がある場合で 交付決定日以前に発注した場合も可。
3		申請時に提出した実施計画書等の内容と、実際の取組内容や導入設備に相違がないか。(間接補助事業ガイドP.18)	☞計画変更の承認を得ている場合を除く。
4		補助対象要件パレットを導入し、主に輸送用に使用しているか。また、そのパレットの導入の証憑※が 提出可能か。(1次公募:公募要領P.2、追加公募:公募要領P.3)	☞実際にレンタルパレットが導入されたこと及び輸送 用として活用されていることが確認できるもの 例)パレット伝票、レンタル契約書、 パレット出入庫明細等
5		機器・設備が導入・稼働しているか。(1次公募:公募要領P.19、追加公募:公募要領P.21)	□設置、稼働確認、検収が完了していること。
6		補助対象要件パレット及び間接補助対象設備・機器導入の効果検証にあたっては導入前後それぞれで14営業日以上計測しているか。(間接補助事業ガイドP.23)	☞これから実施する場合は、それぞれ14日以上実施 することが可能なスケジュールとなっていること。
7		令和7年1月24日までに導入機器等に係る支払いが完了した上で、中間・実績報告に係るすべての書類の提出が可能か。(1次公募:公募要領P.19、追加公募:公募要領P.21)	事 事 故報告が認められている場合、指示された日付までに提出が可能か。